

発行：札幌パートユニオン

〒060-0004 札幌市中央区

北4条西12丁目1-11

ほくろうビル4階

TEL 011-210-1200

FAX 011-206-4400

発行日：2021年2月10日

アートユニオン

命と暮らしを守る新しい政治を！

会長 新野 勝昭



組合員の皆さんには、明るい年をお迎えのこととお喜びを申し上げます。

コロナ感染拡大が猛威を奮っています。菅政権は「自助」を掲げて、発足当初からこの姿勢を崩さず、まともな対策をとろうとしません。

コロナ危機のなかで、今まで進められてきた新自由主義が破たんしており、そこからの転換が切実に求められています。いまこそ医療体制の充実、そして

誰もが8時間働けば人間らしく生きて暮らせる社会の実現、全国一律で1500円以上の最低賃金の実現など、当ユニオンが掲げてきた要求を実現することが、コロナ危機のもとでも、その後の社会を築いていくうえでも、極めて重要な課題であることは明らかになっています。

人間らしい暮らしを取り戻すために

一刻も早く菅政権を倒し、働く者の政権の樹立を！！

さて、いまの日本では格差と貧困が広がり、非正規労働者は約40%を占めて、年収200万円以下のワーキングプア層は一千万人以上、長時間労働、過労死の増大、労働者の権利が侵害されて、人間としての尊厳すら認めない職場が蔓延しています。

国連が調べた国民の幸福度ランキングでは、北欧のフィンランドが1位、2位にデンマークと続き、10位以内の半数は、社会保障が充実している北欧諸国が占めています。

日本は、経済力では最上位にあるのに、国民の幸福度は62位であり最悪です(2020年版)。

長時間労働、過重労働のもとに、日本の経済は成長しましたが、大企業のみが利益を独り占めしていて、労働の成果が労働者に分配されていません。

大企業がため込んだ内部留保(剰余金など)は、475兆円(2019年)、1998年と比べると3.6倍以上にものぼっています。にもかかわらず、労働者の実質賃金は減り続けています。

結婚できる生活を保障し、子供を産み育てる環境を！

若者の多くは、非正規雇用、年収200万円以下のワーキングプア層であり、結婚もできない生活を強いられていて、これが少子化、人口減少の最大の要因となっています。

いまの自民党政権では、大企業と富裕層のための政治であり、自民党に投票することは、日本社会を崩壊させるものであり、政治を変えるしかありません。

希望ある未来にむかって、労働者・市民が主人公となる政治や社会を実現させていこう！

札幌パートユニオンは、今年も「ひとりの労働者も見捨てない！」「仲間を大事にして助け合う！」という旗印を掲げて活動を進めていきます。

組合員のみなさんのご奮闘をお願いします。

年に一度の大変な行事 定期総会に参加しよう！

来る3月27日（土）に札幌パートユニオン第37回定期総会を以下の要領で開催します。

昨年は、新型コロナ感染症の影響で書面決議による大会となりましたが、今年こそ仲間の組合員が一同に会し開催していきたいと思っています。また、昨年から札幌パートユニオンの上部団体である札幌地区ユニオンと同じ日に総会を開催することとしており、今年度もその方向で計画されています。

札幌パートユニオンは1985年9月2日に結成され、今年36年目を迎えます。昨年は35周年の記念行事が予定されていましたが、残念ながら実現できませんでした。次の節目は40周年記念となりますので、組合員一同で力を合わせその時を迎えるでしょう！

労働者を取り巻く環境は厳しいものがありますが、コロナ禍の影響により一層厳しさが増しています。札幌パートユニオンに寄せられる相談もコロナの影響による「解雇」や「雇止め」などが増加しています。いずれにせよ、この厳しい状況を組合員が一致団結して乗り越えなければいけません。その方針確立のため、仲間が一同に会し総会を成功させようではありませんか！一人でも多くのご参加を呼びかけます。

なお、大会開催は、コロナの影響により昨年同様に書面決議とせざるを得ない場合もありますので、予めご理解頂くようお願いします。

札幌パートユニオン 第37回定期総会

とき 2021年3月27日（土） 14:00～

ところ ほくろうビル4階 札幌地区ユニオン会議室（ユニオン事務所隣）
札幌市中央区北4条西12丁目

※ パートユニオンの総会後、15時15分から同ビル5階会議室にて札幌地区ユニオンの第23回定期総会が開催されますので、ユニオン組合員は引き続きのご参加をお願いします。

◎記念講演会 16:30～ 同5階会議室にて映像鑑賞（安保闘争について・予定）

◎懇親会 弁当を中心企画中（密を避けるため、アルコール提供は無し）

● 例年は、委任状のハガキを同封していましたが、コロナの状況を判断する意味で、開催の可否を含め後日お送り致します。



札幌地区ユニオン2021春季生活闘争学習会

労働者個々の主張が見える地域運動を実現しよう

1月30日(土)16時から札幌地区ユニオン2021春季生活闘争学習会がほくろうビル5階会議室で開催されました。コロナ禍の中、日常行動に自粛が求められ、労働組合の統一行動にも影響が見られます。労働者の生活改善に公労使共に明確な発言がなく強いて言うなら稼いでいる会社はそれなりに、厳しいところは自重してという世論風演出が目につきます。地場中小・非正規労働者の生きる術を探ろうという意気込みを安井副代表が述べて開会となりました。

【職場の同一労働同一賃金対策】

今年4月1日から全面施行となる同一労働同一賃金への対応は全国いたるところで準備の遅れが指摘されています。直近まで最高裁判決が続いたことが影響しています。提案に立った山本書記長は同一労働同一賃金が法改正として議論された背景に着目すべきとしました。新自由主義経済中心の経済雇用政策の失敗が労働者の分断と非正規労働者増加に繋がり社会構造崩壊の危機に直面しているとしました。そして、現在の雇用格差から生ずる様々な社会矛盾は、同一労働同一賃金の適正運用を実現することで是正できるとし、そのためには活力ある職場内討議が必要としました。

同一労働同一賃金ガイドラインでは賃金・福利厚生等細部にわたり公正待遇を規定しています。山本書記長は現行の非正規労働契約の廃止に向けた法律改正を当面の到達目標に頑張ろうとしました。

「札幌地区ユニオン2021春季生活闘争方針(案)」

「札幌地区ユニオン2021春季生活闘争方針(案)」では、賃金到達水準・同一労働同一賃金への対応、就業規則の正しい運用、職場の安全対策及び社会的労働運動推進行動等が提案されました。賃金到達水準では、月給・時間給を併記した全雇用形態統一の賃金到達水準が提案され、札幌圏労働者の実在者賃金を元に20歳から65歳までの具体的な金額を提案しました。また、北海道特有の「燃料手当」は同一労働同一賃金実現の象徴であるとし積極的取り組みを提案しました。この学習会に札幌パートユニオンから10名の組合員が参加し(全体では6単組19名)、感染予防のための窓・ドアオープン・大型空気清浄機2台フル稼働の中汗をかきながらの活発な議論がなされました。

ここ久しく、春季生活闘争中のデモ、街頭行動及び地域職場訪問行動を見かけません。個の生活改善への決意は地域発展に直結します。多く個が主張する春季生活闘争を実現しましょう。



均等待遇一最高裁判決を乗り越える 労働組合の行動力・発信力が大事 12/16 日本労働弁護団Zoom集会に参加

2020年10月に非正規労働者待遇格差裁判の二つの最高裁判決が出ました。判決をめぐって12月16日に日本労働弁護団が集会を催し、山本功事務局長の参加報告が地区ユニオンHPに掲載されました（12月17日付）。全文を転載します。

己が体験を世のためにという姿勢が凄い！

12月16日、日本労働弁護団主催のZoom集会「均等待遇の実現 一最高裁判決を乗り越えて」に参加させていただきました。労働契約法第20条適用の是非を問う5件の最高裁判決と現在継続中の事件2件の原告による闘争報告と今後の決意、そして、均等待遇実現に向けた取り組み方針が弁護団・労働組合・労働者に対して発信されました。7件の原告報告に共通するのは最高裁判断にとても辛い思いを抱かざるを得ないということ、立ち上がりは「個」であってもネットワークを作りながら逞しくなっていくということです。特に、メトロコマース事件の原告の皆さんには、現在「職務評価」の学習に取り組み、非正規労働者の悩み解決の一助としたいとしています。自分の問題を社会運動の始まりにしようという熱意を感じました。凄いというか頭が下がります。原告同様に悔しさを感じた事件もありました。裁判による改善部分を他の労働者へも適用するよう団体交渉で求めたところ、「裁判を起こせばよい」と、あしらう様な態度で回答する事業者、裁判中の弁論で、セカンドキャリアというべき状態であり、何の取柄もないのだから多少賃金が安くてもしょうがない等と主張する事業者側、これらの態度には地域で事業活動する資格すらないのではないかと感じます。集会のまとめでは闘争本部長の棗一郎弁護士より、結審した5件の最高裁判決は基本給・賞与・退職金には不合理性を認めず、付加的要素である手当については合理性を認めるという、労使のバランスがとても悪い内容であるとし、今後暫くはこの姿勢を維持していくだろうとしました。ただ、パートタイム・有期雇用労働法第8条を有効に活用し均等待遇実現の取り組みを進めていこうとしました。そして、労働組合の行動力・発信力が大事であるとし、世論を巻き込む運動展開を視野に入るべきではないかとしました。今回の報告やまとめの提起を腹に据えて、しっかりととした取り組みをしようと決意した日でした。皆さんありがとうございました。札幌地区ユニオンのみんな、学び・議論し・運動しよう。札幌地区ユニオン組合員の方で集会資料ご希望の方は事務局までご一報下さい。配布します。



札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
ホームページを見よう！次々と更新しています！
アドレスは <http://spk-chiku-union.jp/> [札幌パートユニオン] 検索

戦争をさせない!総がかり行動、平和集会 再び中止づく 平和の取組み

**戦争法・共謀罪廃止！平和憲法改悪反対！敵基地攻撃能力保有反対！
核のゴミ最終処分場反対！原発建設・再稼働反対！ 声をあげ続けよう！**

残念なことですが、新型コロナ感染症の拡大で「『戦争への道を許さない!!』 12.8 北海道集会」(12/7)、11月19日、12月19日、1月19日の「戦争をさせない!総がかり行動」などの平和の取組みが中止となりました。

その中で「『戦争への道を許さない!!』 12.8 北海道集会」の中止を受けて、講演を予定していた半田 滋（はんだ しげる）さん[防衛ジャーナリスト、元東京新聞論説兼編集委員、獨協大学非常勤講師、法政大学兼任講師]から、「敵基地攻撃能力保有の問題点」のまとめが北海道平和運動フォーラムに寄せられました。

(平和運動フォーラムのHP、札幌地区ユニオンのHP(12/7)で見ることができます。)

半田氏は、「敵基地攻撃能力の保有」につながる兵器として、護衛艦「いすゞ」型の空母化、長距離ミサイルの導入、敵レーダーを攪乱する電子戦機の開発などをあげ、「防衛省が買い揃える兵器が、日本防衛から他国攻撃に転用される日は、そう遠くはないのかも」と指摘しています。

この半田氏の指摘から間もなく、菅政権は新型の大型イージス艦の配備と並んで、「スタンド・オフ・ミサイル」=事実上の敵基地攻撃が可能な長距離ミサイルの開発・配備を閣議決定しました(12月18日)。安保法=集団的自衛権行使の容認、平和憲法の改悪の企み、そしていま自衛隊の軍備を実際に米軍と共に「敵基地」を先制攻撃できるものへ変容させようとしています。

北海道平和運動フォーラムは、1月19日に「1.19『戦争をさせない北海道委員会』総がかり行動に代えて」として、戦争をさせない北海道委員会の呼びかけ人である清末愛砂さん(室蘭工業大学)と、岩本一郎さん(北星学園大学)のメッセージを発信しました。



清末さんは、菅政権がGo To推進でウイルスを移動させ続けたことが、感染拡大の要因であることは明らかで人災だ、入院すらできない状況、飲食店をはじめ深刻な貧困をつくりながら、自らは高級ステーキ店で会食する。人命を軽視する発想でしかできることだと厳しく批判し、国民の生活を保障せよと要求していくべきだと訴えています。

岩本さんは、政府は中、ロ、北朝鮮が新型のミサイルを開発している中で、撃たれる前に撃つための敵基地攻撃が必要だとして、ステルス戦闘機F35や護衛艦「いすゞ」の空母化、長距離巡航ミサイルの開発などをすすめているが、憲法9条違反は明確で米・中・ロの際限ない軍拡競争に巻き込まれるとして、このコロナ禍の中でも抗議の声を上げ続けなければならない、今年も頑張りましょうと訴えていました。

〔メッセージは北海道平和運動フォーラムのHPか、YouTubeの「1.19『戦争をさせない北海道委員会』総がかり行動に代えて」で検索すれば、視聴できます。〕

コロナ感染症の脅威があっても、日本を戦争ができる国へ、防衛と称して敵基地を先制攻撃できる体制をつくることを許さず、平和を求める労働組合として声を上げ続けよう。(Y)



上：20.1.18 日米共同訓練縮小！オスプレイ参加に反対する全道総決起集会 街頭デモ

下：20.10.18 さようなら原発北海道集会・総がかり行動



年が明けても収束どころか感染拡大も一途をたどって、生活に困窮する人たちも数え切れぬほどいると思われ、組合員の皆さんも不安な毎日を過ごしているのでは？
投稿もやはりコロナ関連が多かった。いつでも募集中です。

新年おめでとうございます

新年あけてもコロナ自粛で、1月もあつという間に過ぎてしまいました。
働き方の変更や時短など、解雇も増えているニュースを見ると組合員の皆さんはどうしているのか気になっています。

いつもなら春闘の集会やら各組合の総会と、組合活動の時期でもあります。また、労働相談も難しい現状で大変なことばかりかと思います。
そしてコロナ対策もしつつ厳しい現実が続いているが、健康に気を付けてください。

「陽だまり」を読むのが楽しみです。

(吉崎)



私が労働組合に加入した理由

3年前の春、私は、NPO法人「しろくま」が経営する知的・精神障害者のグループホームで夜間担当の生活支援員をしていました。

就職後半年が過ぎた頃に母親が亡くなったものですから、特別(慶弔)休暇を請求したところ、「有給」では承認されませんでした。(「無給」での承認でした。)

葬儀終了後、職場に配備されていた日勤者用の就業規則(夜勤者用は未作成)で確認したところ、「有給」で取得できるほか、香典・花輪も措置する内容で記載されていました。

腑に落ちないものですから、会社に問い合わせてみると、「夜勤者用就業規則は作成中だが、系列会社である株式会社「りるむ」の就業規則と同じ内容であり、「無給」である。」との回答がありました。

そのため、株式会社「りるむ」のグループホームに備え付けられていた就業規則を入手(コピー)して確認したところ、「有給」で取得できる旨が記載されていました。

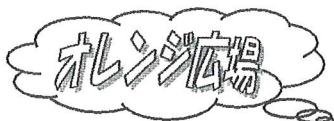
特別(慶弔)休暇が、有給か、無給か、という些細なことですが、どうも嘘をつかれているようなので、非常に不愉快だったものですから、再度、会社に「株式会社「りるむ」の某グループホームに備え付けられていた就業規則を見せて貰ったら、「有給」と記載されていた。」と話したところ、「株式会社「りるむ」のグループホームに配備していた就業規則は、一部が現行されていなかつたのですべて回収したところだが、特別(慶弔)休暇は「無給」と記載されている。貴方の見間違いだろう。」と言い出す始末です。

そのため、「それなら、回収した就業規則を見せろ。」と言うと、後日、「無給」である旨が記載された就業規則の提示がありましたが、該当するページだけ新しい紙質になっており、そこだけ差し替えられていたことは明白でした。(その旨を指摘しましたが、対応責任者は、その事実を認めず、以後、私の前に姿を見せなくなってしまいました。)

この時点まで3ヶ月ほどの間、私一人で会社と対応してきましたが、証拠隠滅(就業規則を回収)、文書偽造(就業規則を改ざん)するに至っては、もはや個人の手には負えないと思い、北海道労働局(総合労働相談コーナー)や札幌東労働基準監督署にも相談したところですが、お役所は明確な証拠がなければ動けないようで、最終的に札幌パートユニオンに相談・加入了ところです。

なお、私の特別(慶弔)休暇は、労働組合が対応していただいたこともあり「有給」で決着しました。

(組合員S)



今年は変革の一年に

2021年もスタートしました。困難のスタートとなりました。コロナの感染収束のめどがついていません。

来月から予定されるワクチン接種で収束への期待が一方的に報じられておりますが、浮かれていてはいけないと専門家の先生方からも提言されております。引き続きしっかりした感染対策が必要と感じて過ごしております。

今年は変革の一年にならわなくてはいけない、大切な一年だと思います。

今月、1月17には阪神淡路大震災から26年が経過しました。また、後2カ月もしないうちに東日本大震災から10年が経過しようとしております。同時に福島の原発事故も10年が経過します。改めて今、考えさせられます。

人類史上、まれに見る自然災害と、原発事故。現在のコロナというパンデミックのような大困難な状況が同時に発生した場合、地球はどうなるのだろう、人類は営んでいいのだろうか。不安を覚える毎日であります。

米国ではバイデン大統領が誕生しました。パリ協定への復帰と、同じくWHOへの復帰などトランプ前大統領の方針と大きく転換をはかり、世界に大きな希望を与える形となりました。

今後はバイデン大統領が提起されている国際協調路線を国際社会が一体となって支えて協力していき、条約が発効されたICAN核兵器廃絶に全力で取り組み、オリンピック、パラリンピックも開催ありきではなく、IOCもコロナ感染防止策を最優先に考えて、本来の開催目的の原点に立ち帰って、世界が一つになり平和のためにもここは一度、踏みとどまる必要があると思います。

最後に世界が一つにならないと、コロナの収束は望めません。医療現場の崩壊、ひっ迫している中、軍事増強、軍拡、核増産、紛争は、逆行し許されません。 (組合員U)



近況報告

昨年は新型コロナウィルスの流行でいつもとは違う生活をしましたね。

日常生活って何?という1年でした。

買い物はメモ紙をしての目的買いをして、短時間でスーパーを出る。以前なら店内をブラブラして気に入ったものがあると買い求める、ということでまあ~時間がかかりましたけど、何を買う時でも、短時間で求めるようになりました。

なれない生活パターンに少しつらいとして、ムダに見える行動パターンが私には必要だったと気が付いて、コースを決めないで、ブラブラ歩きの散歩をするようになり、体力を落とさないようにもできましたから、良い気分転換につながって良かったです。

工夫をして生活することが大切なんですね。無理をしない、頑張りすぎない、を合言葉に毎日を過ごしていきたいと思います。 (安井)



格差をなくし人間らしく暮らせる社会を！

会長 新野勝昭

「同一労働同一賃金」をめぐる最高裁判決が昨年の10月13日、15日と続けて出されました。「同一労働同一賃金」とは、正規と非正規との待遇差を是正しようとする政策です。

今回の最高裁判決では、厚労省のガイドラインである①業務内容②責任③配置変更範囲④その他の事情を考慮して、不合理かどうかが判断されましたが、メトロコマース・大阪医大と日本郵便の判断の違いについては、納得しがたく、大いに不満が残ります。

一時金と退職金については格差を認めなかつた半面、扶養手当や有休の夏休みや冬休みなどの手当・休暇での差別は不合理だと判断し、明暗は分かれています。

いまや、非正規労働者はいろんな職場で「戦力」として重要な働きをしています。

にもかかわらず「有為な人材ではない」と一蹴されではたまりません。

郵政訴訟では最高裁において、手当や休暇については「不支給、休暇を与えないのは不合理」と判断し、たとえば扶養手当、扶養すべき家族がいれば支給するというのが趣旨であり、その点は正規も非正規も違ひがありません。この点は大きな成果であり、全国の職場で格差、差別を是正させる取組みに生かすことが求められます。



最高裁判決の概要

原告	対象	判断	
日本郵便・契約社員	扶養手当	○	正社員との職務内容に相応の相違があつても、手当の不支給や休暇を与えないことは不合理
	年末年始手当	○	
	夏・冬の休暇	○	
	祝日給	○	
	病気休暇	○	
大阪医科大学 アルバイト職員	賞与	×	正社員と職務内容に一定の相違があり、不支給は不合理でない
メトロコマース・契約社員	退職金	×	

今年の4月から格差をなくす法改正

原告が訴えた根拠の法律は、労働契約法第20条ですが、法改正があり、パート・有期雇用契約法第8条・第9条に引き継がれて、今年の4月から中小企業にも適用されます。

そこでは、基本給や賞与を含めて不合理な待遇格差をつけてはならないと定めており、手当・休暇にとどめず幅広く待遇格差を問うことが可能となっています。

旧労契法もパート・有期法も、格差前提として非正規の働き方が正社員と全く同じであることを求めていたわけではありません。違いがあるのなら、その違いに応じた「均衡待遇」をすべしという内容であり、大阪医大の高裁判決では正社員との支給の「60%の賞与支給」、メトロの判決は「25%の退職金支給」としています。いまの法律では賞与、退職金に関しては100%を求めていません。これからは闘いの積み重ねで、格差をなくすことです。

人間らしく暮らせる社会をめざして闘いを大きく広げていこう！！

☆職場の問題解決の取組み☆

理不尽な雇止めに抗して！ 裁判闘争へ！！

組合員Aさんは、長年勤務してきた損保会社を定年退職し、大手不動産管理会社B社にマンション管理人として2019年10月（その有期契約で更新）に入社し誠実に働いてきました。

ところが昨年6月、会社から言われも無い問題（仕事上のミスなど）を指摘され、その数日後、突然自宅待機命令を受けました。

自宅待機からしばらくして今度は「雇用契約拒絶通知」というシヨッキングな書面が会社から郵送されてきました。



書面には、「仕事上のミスや取引先からのクレームがあるので、9月末で雇用契約の更新を拒絶する。」という一方的で乱暴な通告でした。

Aさんは、それまで仕事上でミスなども無く、注意や指導を受けたこともありませんでした。しかも、更新拒絶理由の殆どが虚偽や間違いです。加えて、当事者である自分の話しを一切聞かず弁明の機会も与えられないままの一方的な通知でした。

Aさんは到底納得できず当ユニオンに相談、直ぐに団体交渉開催の申入れを行いました。

当ユニオンはこの雇止め通告は事実上の解雇であるとともに、客観的で合理的な理由がない不当解雇であるとして白紙撤回を求め、3回の団体交渉が行われましたが、双方の主張は平行線をたどりました。

その後、ユニオンの顧問の上田絵理弁護士を通じた交渉でも解決を見ることはできませんでした。Aさんの闘いは、今後、地位確認等請求事件として札幌地方裁判所において継続されることになっています。

Aさんは、「有期雇用労働者であれ、こんな理不尽な扱いに屈する訳にはいかない、裁判を通じて、何としても不当解雇を撤回させたい」と力強く語っています。

組合員皆さんの応援をお願いします。

上司の暴行事件 会社は慰謝料を支払い解決する

前回の陽だまりに記事として記載しましたが、北広島市内の所在する廃棄物の処理などの事業を行っている企業で働いている男性のBさんです。

昨年9月に、収集車の整備する工場内で、Bさんが荷物を持って移動するときに、他の車に軽く接触しましたが、これを見ていた工場長が「テメイなにやっているんだ！」と怒鳴りつけ、いきなり胸ぐらをつかみ、さらに足を蹴っての暴力行為により、負傷しました。

本人は、当ユニオンに相談、加入し、会社に対し、企業の安全配慮義務違反として慰謝料の支払いを要求、あわせて今回の負傷に関して労働災害として労災認定の手続きとすることを求めました。

会社は、当ユニオンの要求をうけて速やかに労災認定の手続きをとり、負傷して休んだ日の賃金はすべて会社が保障し、慰謝料（解決金）については会社と加害者が支払い、すべての問題が解決しました。

これまで

- 12月7日(月) 「戦争への道を許さない!!」 12.8 北海道集会 戦争をさせない北海道委員会 [中止]
- 12月16日(水) 最高裁判決を乗り越えて—Zoom集会 日本労働弁護団
- 12月19日(土) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 [中止]
- 12月26日(土)** 札幌地区ユニオン第3回組織研修会・札幌パートユニオン第3回定期例学習会 [変更]
札幌地区ユニオン2020望年の会 [中止]
- 2021年1月19日(火) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 [中止・呼びかけ人アピール]
- 1月27日(水) 2021春季生活闘争石狩地域討論集会 (ホテルポールスター札幌・Zoom開催)
- 1月28日(木)** 札幌パートユニオン 第36期第6回幹事会 (ユニオン会議室)
- 1月28日(木) 「均等均衡待遇の到達点」最高裁判決の学習会 日本労働弁護団北海道ブロック
- 1月30日(土)** 札幌地区ユニオン2021春闘学習会 懇親会 (ほくろうビル会議室)
[札幌地区ユニオン第3回組織研修会・札幌パートユニオン第3回定期例学習会]

これから

- 2月11日(木) 第44回紀元節復活反対 2.11道民集会 Zoom開催 9:50~ 靖国神社国営化阻止道民連絡会議
- 2月25日(木)** 札幌パートユニオン 第36期第7回幹事会 16:00~ ユニオン会議室
- 3月25日(木) 札幌パートユニオン 第36期第8回幹事会 (予備)

3月27日(土)札幌パートユニオン第37回定期総会・記念講演会・懇親会

- 14:00~ 総会 ほくろうビル4階 札幌地区ユニオン会議室
- 15:15~ 札幌地区ユニオン第23回定期総会 ほくろうビル5階会議室
- 16:30~ 札幌パートユニオン第37回定期総会記念講演会
(映像鑑賞 安保闘争について・予定) ほくろうビル5階会議室
- 18:00~ 合同懇親会 4階地区ユニオン会議室



感染予防を
忘れずに。

お知らせ

- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
- ☆組合費が3ヶ月以上滞納になると組合脱退扱いになってしまいます。脱退すると再加入は出来ず問題が起きても組合対応はできません。郵便口座の残高確認を忘れずに。
- ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集中です。職場、社会のことなど何でも。

編・集・後・記

まずは生活破綻の危機にある労働者や中小事業者の生活の補償をしっかりと手当てせよ。これまでの医療縮小政策を直ちにやめて、政府の責任で民間病院も力を発揮できる条件を整えよ。

地区ユニオンの春闘学習会を開催できた。パートユニオンの組合員にとっては困難なことが多いが、まずは職場の仲間と労働条件をめぐって話し合うことが大切だと思った。

コロナはまだ続く。組合活動の困難さも続くが、工夫をして交流と団結を強くしていく。(Y)

緊急事態宣言が出されても効果は薄く期限が延長された。菅自身の危機感のなさこそが問題ではないのか。

補正予算19兆円超のうち、コロナ感染拡大対策は4兆3千億円に過ぎない。コロナ後の経済対策がほとんどをなす。野党の組み替え要求は蹴飛ばした。その一方で、急に罰則付きの法改正を振りかざした菅政権。国民にとってはアブナイが、権力を持つ者にとって甘美な緊急事態での国民への罰則では、感染拡大と医療の崩壊は防げない。